

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況について①（公正価値測定）

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）より、審議事項(3)-1に基づき、公正価値測定及びその開示に関する会計基準等の公開草案作成にむけて、今後の方向性のポイントについて説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ オブザーバーから、公正価値を算定するにあたって最有効使用を用いることについて、文案の記述では、報告企業による現在の使用と市場参加者の観点を踏まえた最有効使用とが異なる場合は、後者の最有効使用を用いて公正価値を算定しなければならないとしている一方で、報告企業による現在の使用が最有効使用ではないことを示す証拠を徹底的に探す必要がないとしているため、ほとんどの場合が現在の使用を前提とすることとなり本来の趣旨が形骸化してしまうのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、IASBの公開草案では対象の個所について実務に配慮した記述がされており、それを踏まえた記述である旨の回答がなされた。
- ・ ある委員から、ブローカー等の公表価格の利用について、文案の記述だけでは、実務上適用が困難であり、また、監査不能となる可能性があるとの意見があった。これに対し事務局からは、ご意見の個所の記述については、基準等の中の他の個所の記述で追加的な説明がなされている面もあるが、今後、より分かり易い記述になるよう工夫していく旨の回答がなされた。
- ・ 別の委員から、文案で記載されている「報告企業」という表現について、連結財務諸表を作成している企業における親会社という意味合いも想起されるため、公正価値測定等を行う企業という意味合いであれば、表現を見直してはどうかという意見があった。これに対し事務局からは、ご指摘の点を踏まえて、今後の文案作成にあたり検討していく旨の回答がなされた。
- ・ さらに別の委員から、我が国では公正価値オプションが導入されていないため、不履行リスクに関する開示を求めないとする事務局の方向性に異論はなく、現在進められている現行基準の見直しの状況を踏まえて、今後必要に応じて検討していけばいいのではないかとの意見があった。

以 上